

## 埼玉県医療勤務環境改善支援センター設置規程

### (目的)

第1条 医療法第30条の21の規定に基づき、県内の病院又は診療所（以下、「医療機関」という。）における医療従事者の勤務環境改善の取組みを促進し、医療従事者の離職防止や医療安全の確保を図るため、埼玉県医療勤務環境改善支援センター（以下、「センター」という。）を設置する。

### (事業内容)

第2条 センターは、次に掲げる事務を処理する。

- 一 医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談対応、必要な情報提供、助言及びその他の援助
- 二 医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動
- 三 前二号に掲げるもののほか、医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援

2 センターは、前項の事業の目的達成のために効果的と考えられる場合は、事業の全部又は一部を外部に委託することができる。

### (センター長)

第3条 センター長は埼玉県保健医療部医療人材課長とし、センターの事業を総理し、センターを代表する。

### (運営協議会)

第4条 センターを地域の医療等に関わる関係者による連携体制を構築し、設置の趣旨に沿って効果的に運営するため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会の設置に係る事項は、別に定める。

### (事務局)

第5条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 前項の事務局は、埼玉県保健医療部医療人材課内に置く。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営その他センター事業に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則 この規程は、令和7年10月20日から施行する。